

# 大山崎町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱

平成28年11月1日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付事業と連携し、環境にやさしい取り組みを推進し、地球温暖化防止をはじめ環境負荷の少ない社会の構築を実現するため、町内に家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等を初めて設置した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大山崎町補助金等の交付に関する規則（昭和46年規則第16号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この要綱は補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業という。）」は次に定める事業とする。

- (1) 自家消費型（F I T売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業
- (2) 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業
- (3) 高効率給湯設備設置事業
- (4) コージェネレーションシステム設備設置事業

2 前項に定める補助対策事業の要件の要件及び補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」いう。)及び補助額は別表1に掲げる要件を全て満たすのものとする。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしたものとする。

(1) 自ら居住する住宅、住戸に住所を有し、本町の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 本町が賦課する町税及び料金等に滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず大山崎町暴力団排除条例(平成24年大山崎町条例第19号)第2条第3号又は第4号に掲げる者に対して補助金を交付しない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は補助対象事業を完了したときは、大山崎町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に別表2に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。ただし、申請期間は次のとおりとする。

(1) 自家消費型（F I T売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業については、電気事業者との電力受給契約開始日より12箇月以内の指定された期間内とする。

(2) 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業については、事

業の契約した日の属した年度で町長が定めた期間内とする。

(3) 高効率給湯機器設備設置事業については、自家消費型住宅用太陽光・蓄電設備設置事業と同時とし、事業の契約した日の属した年度で町長が定めた期間内とする。

(4) コージェネレーションシステム設備設置事業については、事業の契約した日の属した年度で町長が定めた期間内とする。

2 補助対象事業を2ヵ年度にわたって実施する場合は、当該事業を実施する前に事業開始承認申請書(様式第2号)を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。  
(交付の決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、大山崎町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査において、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、その理由を付して大山崎町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の交付決定通知書は、規則第13条の確定通知を兼ねるものとする。

4 前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、大山崎町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業開始承認書(様式第5号)のより申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、大山崎町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(交付の取り消し)

第7条 町長は補助対象者が次の号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金を偽りその他不正の手段により受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 町長は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じるものとする。

(処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた設備等を別に定める期間、処分することなく、適切に管理しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日以後に着工し、設置された太陽光発電及び蓄電池設備から適用する。

(廃止)

大山崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金要綱（平成24年告示第26-2号は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則（平成31年告示第14号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年告示第32号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年告示第54号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年8月21日から適用する。